

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月26日
【会社名】	スパークス・グループ株式会社
【英訳名】	SPARX Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 修平
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲ファーストタワー
【電話番号】	(03)6711-9100(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 峰松 洋志
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲ファーストタワー
【電話番号】	(03)6711-9100(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 峰松 洋志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年3月26日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、ジャパンアセットトラスト株式会社（本社：東京都千代田区神田錦町二丁目1番8号竹橋ビル 代表取締役 諫山哲史、以下「JAT社」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、JAT社との間で、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### イ．当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : ジャパンアセットトラスト株式会社  
 本店の所在地 : 東京都千代田区神田錦町二丁目1番8号竹橋ビル  
 代表者の氏名 : 代表取締役 諫山 哲史  
 資本金の額 : 100百万円（平成25年12月31日現在）  
 純資産の額 : 332百万円（平成25年12月31日現在）  
 総資産の額 : 380百万円（平成25年12月31日現在）  
 事業の内容 : 不動産アセットマネジメント業、ファンド組成に関するコンサルティング業、宅地建物取引業等

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

決算期	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高	260	123	261
営業利益	123	23	43
経常利益	118	22	45
当期純利益	71	18	32

大株主の氏名及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

氏名	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
諫山 哲史	100.0

（注）上記は、平成26年3月25日現在の大株主の状況です。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社と当該相手会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該相手会社の関係者との間には、特筆すべき資本関係はありません。

人的関係 当社の非常勤取締役が当該会社の非常勤取締役を兼務しておりますが、当該会社の非常勤取締役を退任予定です。なお、当社が本株式交換に先立って平成26年4月16日付けで実施する、当該相手会社の株式の取得（以下「本株式取得」といい、本株式交換と併せて「本統合」と総称する。）が完了した後に、当社より当該相手会社に対して、常勤取締役を2名派遣する予定です。

取引関係 当社と当該相手会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該相手会社の関係者との間には、特筆すべき取引関係はありません。

## ロ．当該株式交換の目的

当社グループは、日本及びアジアの株式運用における長年の経験と知見及び投資家の皆さまのニーズを踏まえ、安定的なキャッシュフローを産む実物資産を投資対象とする運用ビジネスへの取組みを近年進めて参りました。その嚆矢は、東日本大震災の復興貢献を視野に入れた東北地区での新設ホテルを投資対象としたファンド組成への参加でありました。続いて、平成24年以降はSPARX Asia Capital Management Limited（以下「SACM」という。）を通じて日本の居住用不動産を投資対象としたファンドを設定した他、平成24年6月には東京都の官民連携インフラファンドの運用事業者指名され、太陽光を中心とする再生可能エネルギー発電事業を投資対象とする投資事業組合を組成し、その具体的な運用を開始しております。こうした実績を踏まえ、不動産やインフラ等の実物資産を投資対象とする運用ビジネスの一層の拡大を図る時期と認識し、当社グループの事業ポートフォリオにおける第2の柱とすべく、その体制を強化する目的で、本件統合を実施するものです。

JAT社は総合不動産投資顧問業（いわゆる不動産投資一任業及び不動産投資顧問業）等を営み、上記の通り当社がSACMを通じて取り組んでいる不動産関連投資ファンドにおいて、日本における居住用不動産私募ファンドのアセットマネジメント会社（投資運用業者）であり、当社グループとは相互補完によりビジネスの拡大に取組める関係にあります。

当社グループの商品開発機能や投資家へのアクセス機能と、JAT社の不動産等のソーシングとファンド運営機能を組み合わせることにより、実物資産を投資対象とするファンドに係る市場整備の進捗にも対応し、拡大・発展する投資家ニーズに適切に対応できるものと考え、協議の結果、当社が対象会社の全株式を取得して子会社化することとなりました。

## ハ．当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

### 株式交換の方法

当社を完全親会社、JAT社を完全子会社とする株式交換です。JAT社の株主様には、本株式交換の対価として、当社が保有する自己株式を割当て交付いたします。

なお、本株式交換は、完全親会社となる当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、また、完全子会社となるJAT社については、平成26年3月27日に臨時株主総会において株式交換契約に関する承認を受けた上で、4月17日を効力発生日として行う予定です。

### 株式交換に係る割当ての内容

JAT社の普通株式1株に対し、当社の普通株式3,790株を割当交付いたします。

#### （注1）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主様が新たに生じることが見込まれます。当社の単元未満株式を保有することとなる株主様においては、当社株式に関する単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）をご利用いただくことができます。

#### （注2）1株に満たない端数の処理

本株式交換により割当て交付する当社株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当社は、会社法第234条の規定に従い処理を行います。

#### （注3）株式交換比率は、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入いたします。

### その他の株式交換契約の内容

当社がJAT社との間で、平成26年3月26日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

### 株式交換契約書

スパークス・グループ株式会社（以下「甲」という。）とジャパンアセットトラスト株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

#### 第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次の各号に定めるとおりである。

##### （1）甲

- a 商号           スパークス・グループ株式会社
- b 住所           東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲ファーストタワー

##### （2）乙

- a 商号           ジャパンアセットトラスト株式会社
- b 住所           東京都千代田区神田錦町二丁目1番8号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前時の乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式に代えて、その有する乙の普通株式数に3,790を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際し、本株式交換の効力発生の直前時の乙の株主に対し、その有する乙の普通株式の1株につき、甲の普通株式3,790株の割合をもって、甲の有する自己株式を割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし、効力発生日前日における甲及び乙の財産状態を考慮して、甲と乙が協議し合意のうえ、これを変更することができる。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) 利益準備金 0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年4月17日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲と乙が協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第6条（株式交換承認株主総会）

1 甲は、会社法第796条第3項本文の規定に基づき本契約について同法第795条1項に規定する株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。

2 乙は、平成26年3月27日に、臨時株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に規定する株主総会の承認を求めるものとする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲と乙が協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理を行い、その財産状態、経営状態その他将来の損益状況に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と乙が協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第8条（本契約の変更又は解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間に、次に掲げる事由が発生した場合には、甲と乙が協議し合意のうえ、本契約の変更又は解除をすることができる。

- (1) 天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態、経営状態その他将来の損益状況に重要な変動が生じた場合
- (2) 本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合
- (3) その他本契約の目的の達成が困難となった場合

第9条（本契約の効力）

1 本契約は、効力発生日の前日までに、第6条第2項に規定する乙における本契約の承認又は本株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られなかった場合には、その効力を失う。

2 本契約は、効力発生日の前日までに、諫山哲史と甲との間の平成26年3月26日付け株式譲渡契約に基づき諫山哲史が同契約に定める数の乙の普通株式を甲に譲渡することを停止条件として、その効力を生じるものとする。

第10条（規定外事項）

本契約に規定する事項のほか、本株式交換に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従い甲と乙が協議し合意のうえ、決定する。

第11条（準拠法と管轄）

本契約に関する解釈及び紛争に対しては、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月26日

甲 東京都品川区東品川二丁目2番4号  
天王洲ファーストタワー  
スパークス・グループ株式会社  
代表取締役社長 阿部 修平

乙 東京都千代田区神田錦町二丁目1番8号  
ジャパンアセットトラスト株式会社  
代表取締役 諫山 哲史

## 二．株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

### 算定の基礎及び経緯

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所JASDAQスタンダードに上場していることから、第三者算定機関の意見を聴取せずに、市場価格を参考に算定いたしました。具体的には、株式交換契約締結日にできる限り近い時期の株価が株式交換契約時の株式の価値を反映しているものと考えられることから、東京証券取引所JASDAQスタンダードにおける当社の株式交換契約締結日の前日の株価終値を採用することにいたしました。

これらを算定の基礎とした結果、当社は当社株式の1株当たりの価額を188円と算定いたしました。

これに対して、JAT社の株式価値については、本株式取得の実行日から本株式交換の効力発生日までの期間が短期であり、かつ、現時点では、当該期間においてJAT社の株式価値に重大な影響を与える可能性のある事象が発生するおそれを認識していないことから、当社は、本株式取得において算定された株式価値を採用し、JAT社株式1株当たりの価額を712,011円と算定いたしました。

そして、当該株式価値は、第三者算定機関である税理士法人AKJパートナーズ（以下「AKJ」という。）から取得した算定書に記載された算定結果のレンジ内で、JAT社に対する外部専門家によるデューデリジェンスの結果及び当事者間での協議・交渉の結果、当事者間で合意されたものです。

なお、AKJは、JAT社の株式価値の算定に際して、JAT社から提供を受けた資料及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、JAT社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む。）について独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

その上で、JAT社に対する外部専門家によるデューデリジェンスの結果及び両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案した双方協議の結果、当社は、本株式交換における株式交換比率については上記八．の比率が妥当であると判断し、平成26年3月26日に開催された取締役会において、本株式交換における株式交換比率を決定し、同日、JAT社との間で本株式交換契約を締結いたしました。

### 算定機関との関係

AKJは、当社及びJAT社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

## ホ．当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号          ： スパークス・グループ株式会社  
本店の所在地： 東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲ファーストタワー  
代表者の氏名： 代表取締役社長 阿部 修平  
資本金の額   ： 12,492百万円  
純資産の額   ： 現時点では確定しておりません。  
総資産の額   ： 現時点では確定しておりません。  
事業の内容      ： 持株会社

以 上